

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

副市長及び教育長の給料月額及び退職手当について、秦野市特別職報酬等審議会の建議を踏まえ、減額措置を廃止するため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市特別職職員の給与等に関する条例(昭和32年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第14項及び第17項中「同日以後最初の任期満了の日まで」を「平成30年6月30日まで」に改める。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市職員の退職手当に関する条例(昭和38年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第14項及び第15項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p><b>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正</b></p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1-13 (略)</p> <p>(平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>14 第2条第2号の規定にかかわらず、平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年7月1日から平成30年6月30日までに限り、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>(平成29年9月1日に就任した教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>17 第2条第3号の規定にかかわらず、平成29年9月1日に就任した教育長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年11月1日から平成30年6月30日までに限り、第2条第3</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1-13 (略)</p> <p>(平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>14 第2条第2号の規定にかかわらず、平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年7月1日から同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2条第2号に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>(平成29年9月1日に就任した教育長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</p> <p>17 第2条第3号の規定にかかわらず、平成29年9月1日に就任した教育長に支給する給料の月額(第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、同年11月1日から同日以後最初の任期満了の日までに限り、第2</p>

号に規定する額から100分の8に相当する額を減じた額とする。

条第3号に規定する額から100分の8に相当する額を減じた額とする。

### 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正

附 則

1-13 (略)

附 則

1-13 (略)

(平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当の額に係る減額特例措置)

14 平成28年4月1日に就任した副市長の退職手当は、第5条の5第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額（秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秦野市条例第29号）第1条の規定による減額特例の措置がなされた給料月額をいう。）」と読み替えて算定した額とする。

(平成29年9月1日に就任した教育長の退職手当の額に係る減額特例措置)

15 平成29年9月1日に就任した教育長の退職手当は、第5条の5第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額（秦野市特別職職員の給与等に関する条例及び秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年秦野市条例第19号）第1条の規定による減額特例の措置がなされた給料月額を

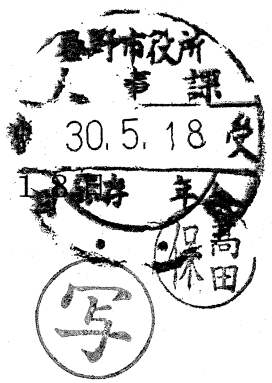
いう。）」と読み替えて算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



平成30年5月



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市特別職報酬等審議会  
会長 山口 金光

秦野市特別職職員の給料等のあり方について（建議）

本年5月9日付で当審議会に諮問のありました市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬（以下「特別職の給料等」という。）のあるべき水準について、慎重に審議を行った結果、次のとおり建議いたします。

1 建議の内容

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額

現行の額を据え置くことが適当であると認めます。

(2) 議会議員の報酬の額

現行の額を引き上げることが適当であると認めます。

2 審議の経過及び内容

審議に当たり、県内各市及び産業構造が類似した都市（類似団体）における特別職の給料等の状況や財政状況とともに、過去の改定経過や一般職の給与改定経過、特別職の職務と職責、社会経済情勢、民間企業の役員報酬等の把握を行いました。

また、月額での比較だけでなく、県内各市の期末手当の支給割合や地域手当の支給率が異なることを考慮し、年間収入総額を比較した上で、特別職の給料等の水準がどうあるべきかを検討しました。

なお、現在、副市長及び教育長は、自らの判断によりその任期中に限り、給料等の減額措置を行っていますが、この審議会では、それぞれの条例本則に定める特別職の給料等の水準を審議の対象としました。

3 結論

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

本市では人口減少が進み、税収が年々厳しくなる中、健全な財政を維持

するために職員の削減をはじめ様々な経費削減の努力をしてきましたが、扶助費等の削減できない経費が増加しており、決して余裕のある状況ではありません。

市長を始めとする特別職の給料の額は、こうした本市の現況と将来の展望を十分に踏まえつつ、県内各市との比較や社会経済情勢、一般職の給与の改定状況等を根拠として決定すべきと考えます。

審議の結果、本市の人口規模が政令市を除く県下16市中9番目、財政力指数が13番目という状況の中、特別職の年間収入総額が、県下16市中、14番目という状況は他市との比較の中では低い水準であり、平成22年3月25日付建議書の別紙に記載された金額に改定することが望ましいと考えますが、現在の給料月額が本市の財政状況に見合った金額であると結論しました。

なお、教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育長としての従来の職務に加え、教育委員長の役割も担うことになったため、給料を引き上げるべきところですが、本市の現状では現在の給料月額が適当な金額であると考えます。

したがって、市長、副市長及び教育長の給料月額は据え置くことが適当であると判断します。

## (2) 議会議員の報酬の額について

本市は平成7年以降、議員定数の削減を実施しており、厳しい財政状況の中においても適正な運営を目指し努力しているものと考えます。

議員は率先して地域活性化のために努力していただかなくてはならない存在ですが、議員報酬が他市との比較において低い水準であることから、議員を志すやる気のある若い世代を含めた幅広い層が議員として活躍できる環境を整備できなければ、本市の議員を目指す優秀な人材が集まらず、活力のある地域づくりができなくなるのではないかと危惧する声がありました。

審議の中では、議員について報酬に見合った更なる努力を期待する声があり、報酬月額の引上げに対して慎重な意見もありましたが、他市との比較において本市が相対的に低いものであるとともに、市民の代表である議員の職務に対して十分に専念できるだけの額を確保すべきとの意見が半数以上であったため、当審議会としては、本市の財政事情を勘案

しても議員の報酬月額を引き上げることが適当であると判断しました。

なお、報酬月額は、政令市を除く県内16市の比較や財政状況等を勘案し、平成22年3月25日付建議書の別紙に記載された参考値である、議長556,000円、副議長484,000円、議員444,000円が適当であると判断します。

#### 4 附帯意見

現在、副市長、教育長は給与減額の措置を行っていますが、新たな市長のもと、条例本則どおりの給料月額にすることで本市特別職の中での均衡を図るとともに、その額に見合った職責を果たすことで本市の活性化に力を注いでいただきたいとの意見が多くあったことから、減額措置についてはこれを止め、条例本則に戻すことが望ましいと考えます。

また、今回、市長、副市長及び教育長の給料月額の据え置きを判断しましたが、特別職の給料等の決定にあたっては、本市の財政状況や社会情勢、他の自治体との均衡等を適切な時期に反映させることが重要であると考えため、毎年開催してその状況を検証することが望ましいとの意見を附すものです。





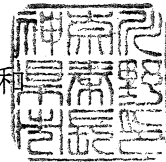
F No. 1・0・0 (丙)

平成30年5月9日

秦野市特別職報酬等審議会

会長 山口 金光 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市特別職職員の給料等のあり方について（諮問）

本市の市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬のあるべき水準について、近年の財政状況、他自治体との比較、社会経済情勢等を踏まえ、建議くださるよう諮問いたします。